

二宮町税条例の一部を改正する条例について

(平成31年10月から施行)

1. 軽自動車税における環境性能割の導入に伴い、環境性能割の税率等の規定の整備を行うとともに、従来の課税分を種別割と名称を改める。

環境性能割

税率	非課税、1%、2%、3%の四段階で燃費基準値達成度に応じて決定
課税標準	自動車の取得価格
課税対象	新車・中古車を問わない

2. 環境性能割の賦課徴収は、当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割と同様に行う。

3. 町長が定める三輪以上の軽自動車における環境性能の課税免除又は減免については、当分の間、神奈川県知事が自動車税での環境性能割の課税免除又は減免を行う内容と同様とする。

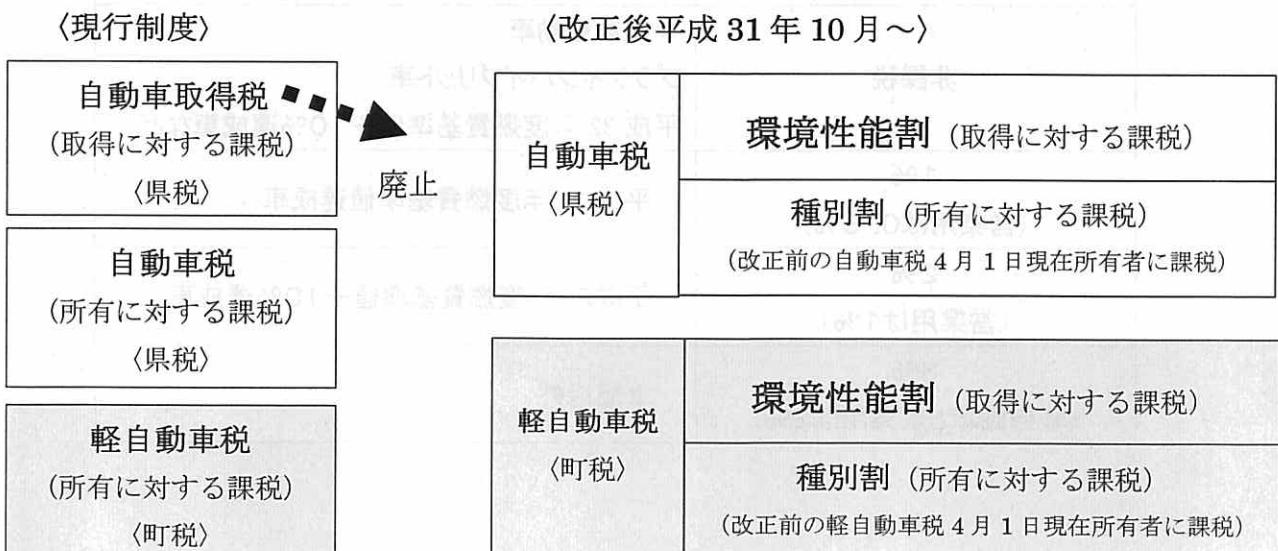
免除、減免対象 日本赤十字社、予防医学協会、障がい者、社会福祉法人等

4. 環境性能割の税率について当分の間、税率の特例を適用する。

当分の間税率は2%を上限とする。

営業用 1%→0.5% 2%→1% 3%→2% 自家用 3%→2%

環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系



平成 32 年度燃費基準値及び減税対象基準値

(単位:km/l)

乗用車(ガソリン車)等

	区分	燃費基準値	燃費基準+10%値
1	車両重量が 741kg未満	24.6	27.1
2	車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5	27.0
3	車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7	26.1
4	車両重量が 971kg以上 1,081kg未満	23.4	25.8
5	車両重量が 1,081kg以上 1,196kg未満	21.8	24.0
6	車両重量が 1,196kg以上 1,311kg未満	20.3	22.4
	以下略		

乗用車(LPG)

	区分	燃費基準値	燃費基準+10%値
1	車両重量が 741kg未満	19.2	21.2
2	車両重量が 741kg以上 856kg未満	19.2	21.1
3	車両重量が 856kg以上 971kg未満	18.5	20.4
4	車両重量が 971kg以上 1,081kg未満	18.3	20.1
5	車両重量が 1,081kg以上 1,196kg未満	17.1	18.8
6	車両重量が 1,196kg以上 1,311kg未満	15.9	17.5
	以下略		

環境性能割の税率について

税率	対象車
非課税	電気自動車 プラグインハイブリット車 平成 32 年度燃費基準値 + 10% 達成車など
1% (営業用は0.5%)	平成 32 年度燃費基準値達成車
2% (営業用は1%)	平成 27 年度燃費基準値 + 10% 達成車
3% (軽自動車と営業用は2%)	上記以外